

防衛省訓令 129号

防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（平成19年防衛施設庁告示第9号）を実施するため、防衛施設周辺消防施設整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

平成19年8月25日

防衛大臣 小池 百合子

防衛施設周辺消防施設整備事業補助金交付要綱

（消防施設整備事業）

第1条 地方防衛局長及び東海防衛支局長は、防衛施設周辺の地方公共団体が防衛施設の設置又は運用による障害の緩和に資するため、別に定める消防施設の整備について必要な措置（以下「消防施設整備事業」という。）を採るときは、予算の範囲内において、当該地方公共団体に対し補助金を交付するものとする。

（補助の対象とする経費の範囲）

第2条 消防施設整備事業について国が補助する経費は、前条に規定する消防施設の購入に要する経費とする。

（補助の割合）

第 3 条 消防施設整備事業に対する補助の割合は、別に定めるものとする。

(補助金の交付等)

第 4 条 消防施設整備事業に関する補助金の交付に関しては、この訓令に定めるもののほか、消防施設強化促進法（昭和 28 年法律第 87 号）第 3 条に規定する消防施設に係る防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号）第 8 条の規定に基づき補助の例による。

附 則

この訓令は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。